

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例が制定されました

(施行日 平成27年4月1日)



本条例のポイント



1

県、県民、飼い主の責務の規定

- 動物愛護管理に関する施策の計画的推進(県)
- 動物愛護と適正な取扱いに関する理解(県民)
- 周辺住民の理解が得られる飼い方(飼い主)



2

県が推進する施策

- 子どもへの動物愛護普及啓発
- マイクロチップの装着推進
- 殺処分をなくすための取組
- 災害時対策



3

動物の適正な取扱いについて

- 周囲の環境への配慮
- 猫の屋内飼養
- 動物による侵害防止
- 犬猫の多頭飼養の届出義務